



静労発基 0726 第 1 号
令和 6 年 7 月 26 日

静岡地方最低賃金審議会
会長 畑 隆 殿

静岡労働局長
笹 正光



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 8 日及び同年 7 月 19 日付けをもって、下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1 静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働局最低賃金公示第 6 号）
- 2 静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働局最低賃金公示第 2 号）
- 3 静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働局最低賃金公示第 5 号）